

議案第2号

渋谷区犯罪被害者等支援審議会条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月18日

渋谷区長 長谷部 健

渋谷区犯罪被害者等支援審議会条例

(設置)

第1条 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）を支援するための施策等について検討するため、区長の附属機関として、渋谷区犯罪被害者等支援審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、答申する。

- (1) 犯罪被害者等の支援に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱又は任命する委員15人以上をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 警視庁の警察官
- (3) 医療関係者
- (4) 犯罪被害者等
- (5) 前各号に掲げる者のほか、区長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 審議会に、会長を置く。

- 2 会長は、学識経験者の委員のうちから委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会が公開することを不相当と認めるときは、この限りでない。

(意見聴取)

第7条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者に対し出席を求め、意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第8条 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、区規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
(渋谷区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 渋谷区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和29年渋谷区条例第8号)の一部を次のように改正する。
別表中44の項を45の項とし、8の項から43の項までを1項ずつ繰り下げ、7の項の次に次の1項を加える。

8 渋谷区犯罪被害者等支援審議会

会長 1万8,000円

委員 1万2,000円

(説明)

渋谷区犯罪被害者等支援審議会を設置するため、条例を制定する必要があるので、この案を提出する。